

株 主 各 位

堺市堺区戎島町4丁45番地の1

# 株式会社ユークス

代表取締役社長 谷 口 行 規

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年4月27日(月曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年4月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 堺市堺区戎島町4丁45番地の1  
ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休の間
3. 目的事項  
報 告 事 項 第23期(平成26年2月1日から平成27年1月31日まで)  
事業報告ならびに計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |                                                        |
|-------|--------------------------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                                               |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件                                              |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件                                              |
| 第4号議案 | 取締役および監査役に対するストック・オプションとしての<br>新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件 |
- 以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yukes.co.jp/>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 第23期 事業報告

(平成26年2月1日から)  
(平成27年1月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、一部の景気指標に弱さがみられたものの、円安株高や原油価格下落の影響を背景として、個人消費は底堅さがみられ雇用・所得環境は改善傾向が続くなど、緩やかな回復基調が継続しております。

当社に関連するエンタテインメント業界では、家庭用ソフトについては、ニンテンドー3DS向けの複数のタイトルがダブルミリオンを達成しております。家庭用ハードについては、「プレイステーション4」が平成26年2月に、「Xbox One」が同年9月に、「Newニンテンドー3DS／3DS LL」が同年10月に国内販売されており、今後の普及が期待されております。また、家庭用ゲーム機だけでなく様々なプラットフォームを利用したゲームを楽しむ機会が増え、モバイルコンテンツをはじめとするオンラインゲームやダウンロード販売の増勢基調が続いており、ゲーム市場全体としては好調に推移しております。

このような状況のもと、当社のデジタルコンテンツ事業におけるゲームソフト分野におきまして、受託ソフトでは、当社の代表作であるアメリカの人気プロレス団体WWE (World Wrestling Entertainment) をモデルにしたシリーズ最新作「WWE 2K15」について、プレイステーション3およびXbox 360用が平成26年10月より、つづいて、シリーズ初となるプレイステーション4およびXbox One用が同年11月より海外にて発売され、好調に推移しております。

自社ソフトでは、ダウンロード販売となる、ロボットファイティング／ボクシングゲーム「REAL STEEL」および格闘ゲーム「PACIFIC RIM」(いずれもXbox LIVEおよびPlayStation Network用)の2作品ともに、引き続き堅調に推移しております。

パチンコ・パチスロ分野におきましては、サミー株式会社から受託の「パチスロ蒼天の拳2」をはじめとした受託タイトルの画像開発プロジェクトの終了ならびにそれらの出荷台数の好調な推移により、ロイヤリティ収入が発生しております。

以上の結果、売上高3,623,286千円(前期比19.5%増)、営業利益193,828千円(前期比61.1%減)、経常利益220,159千円(前期比58.2%減)、当期純利益117,618千円(前期比69.4%減)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は52,494千円であり  
ます。その主な内容は、開発用機材および開発用ソフトウェアの購入であり  
ます。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては、増資または社債発行による資金調達は行っ  
ておりません。

## (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

|            | 第 20 期<br>(平成24年1月期) | 第 21 期<br>(平成25年1月期) | 第 22 期<br>(平成26年1月期) | 第23期<br>(当事業年度)<br>(平成27年1月期) |
|------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------------------|
| 売 上 高      | 3,522,267            | 2,824,164            | 3,031,968            | 3,623,286                     |
| 経 常 利 益    | 166,364              | 71,720               | 527,230              | 220,159                       |
| 当 期 純 利 益  | 656,644              | 207,951              | 384,631              | 117,618                       |
| 1株当たり当期純利益 | 67.71円               | 21.44円               | 45.48円               | 13.60円                        |
| 総 資 産      | 9,658,106            | 3,056,449            | 3,551,645            | 3,756,120                     |
| 純 資 産      | 2,534,347            | 2,650,136            | 2,698,853            | 2,735,914                     |
| 1株当たり純資産額  | 261.32円              | 273.12円              | 311.97円              | 316.25円                       |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(ただし自己株式数控除後)にもとづ  
き算出しております。

## (5) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                   | 資 本 金    | 出資比率   | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------------|----------|--------|---------------|
| Y U K E ' S L A I n c . | 10千米ドル   | 100.0% | デジタルコンテンツ事業   |
| (株) フ ァ イ ン             | 10,000千円 |        |               |

### ③ 企業結合の成果

上記の重要な子会社を含む当連結会計年度の売上高は4,240,695千円（前期比24.7%増）、経常利益は568,464千円（前期比17.0%減）、当期純利益は323,072千円（前期比31.9%減）となりました。

## (6) 対処すべき課題

近年、エンタテインメント業界は、コンテンツ販売手段のデジタル化の浸透とグローバル化が進んだことにより、メディアミックスが容易となり業界の垣根がなくなりつつあります。また、ソーシャルネットワークの発達とともに、様々なコミュニティが形成され、情報の伝達・交換が一層活発化した今日、消費者のライフスタイルはめまぐるしく変化しております。このような市場の変化にあわせて柔軟に対応することが求められております。

当社グループにおいては、デジタルコンテンツの受託開発を中心に、パソコン、スマートフォン、タブレット等への機種拡大を進めるとともに、オリジナルコンテンツの発掘・開発にも注力しながら異分野への進出も検討してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成27年 1 月31日現在）

当社の事業区分は、デジタルコンテンツ事業 1 区分となりますが、その内訳は以下のとおりであります。

| 区 分         | 主 な 内 容                                           |
|-------------|---------------------------------------------------|
| ゲ ー ム ソ フ ト | 家庭用ゲームソフト、業務用ゲームソフトの企画・開発・販売<br>オンラインゲームの企画・開発・運営 |
| パチンコ・パチスロ   | パチンコ・パチスロの画像開発                                    |

(8) 主要な営業所（平成27年 1 月31日現在）

| 名 称       | 所 在 地   |
|-----------|---------|
| 本 社       | 堺市堺区    |
| 横 浜 開 発 室 | 横浜市神奈川区 |

(9) 従業員の状況（平成27年 1 月31日現在）

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢  | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|----------|-------------|
| 207名    | 18名増        | 33歳 4 ヶ月 | 7 年 1 ヶ月    |

（注）従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年 1 月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,360,000株  
 (2) 発行済株式の総数 11,096,000株  
 (3) 株主数 7,047名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                  | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------------------------------------|-------|---------|
|                                                        | 千株    | %       |
| (株) ト ラ ッ ド                                            | 2,600 | 30.05   |
| 谷 口 行 規                                                | 1,447 | 16.73   |
| サ ミ ー (株)                                              | 500   | 5.78    |
| N O M U R A P B N O M I N E E S<br>T K I L I M I T E D | 319   | 3.69    |
| ユ ー ク ス 従 業 員 持 株 会                                    | 260   | 3.01    |
| 品 治 康 隆                                                | 254   | 2.94    |
| 日 本 ト ラ ス テ イ ・ サ ー ビ ス<br>信 託 銀 行 (株) ( 信 託 口 )       | 247   | 2.86    |
| 北 口 徳 一                                                | 227   | 2.62    |
| 橋 木 孝 志                                                | 163   | 1.89    |
| 原 典 史                                                  | 96    | 1.11    |

(注) 1. 当社は、自己株式を2,444,871株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式数（2,444,871株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年1月31日現在）

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役および監査役の状況（平成27年1月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況                |
|-----------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 谷 口 行 規 | ㈱ファイン代表取締役会長                             |
| 常 務 取 締 役 | 品 治 康 隆 | 管理部長                                     |
| 取 締 役     | 橋 木 孝 志 | システム担当、㈱ファイン代表取締役社長                      |
| 取 締 役     | 市 村 和 雄 | 公認会計士、ネクサス監査法人代表社員                       |
| 常 勤 監 査 役 | 前 川 健   | 公認会計士                                    |
| 監 査 役     | 上 田 耕 治 | 公認会計士、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、ネクサス監査法人代表社員 |
| 監 査 役     | 稲 津 喜久代 | 司法書士                                     |

- (注) 1. 取締役 市村和雄氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役 上田耕治氏および監査役 稲津喜久代氏は、社外監査役であります。  
3. 常勤監査役 前川 健氏および監査役 上田耕治氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、取締役 市村和雄氏、監査役 上田耕治氏および監査役 稲津喜久代氏の3名を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分       | 支 給 人 員 | 支 給 額     |
|-----------|---------|-----------|
| 取 締 役     | 4名      | 132,480千円 |
| (うち社外取締役) | (1名)    | (4,320千円) |
| 監 査 役     | 3名      | 15,600千円  |
| (うち社外監査役) | (2名)    | (7,200千円) |
| 合 計       | 7名      | 148,080千円 |

### (3) 社外役員に関する事項

#### ①他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 地 位   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                           | 当 社 と の 関 係  |
|-------|---------|-------------------------------------------|--------------|
| 取 締 役 | 市 村 和 雄 | ネクサス監査法人代表社員                              | 特別の関係はありません。 |
| 監 査 役 | 上 田 耕 治 | 関西学院大学専門職大学院<br>経営戦略研究科教授<br>ネクサス監査法人代表社員 | 特別の関係はありません。 |

#### ②当事業年度における主な活動状況

| 地 位   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                  |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 市 村 和 雄 | 当事業年度に開催された取締役会にほぼ毎回出席しました。<br>必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。                           |
| 監 査 役 | 上 田 耕 治 | 当事業年度に開催された取締役会にほぼ毎回出席し、また、当事業年度に開催された監査役会すべてに出席しました。<br>必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 稲 津 喜久代 | 当事業年度に開催された取締役会にほぼ毎回出席し、また、当事業年度に開催された監査役会すべてに出席しました。<br>必要に応じ、主に司法書士としての専門的見地から発言を行っております。  |

#### ③責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役の間では、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 15,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会からの請求にもとづいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意にもとづき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関して取締役会において決議をしている内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針を策定し、周知徹底させる。
- ②コンプライアンス規程にもとづき、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、業務プロセス・規程の整備、評価・監視体制の維持・強化を図る。
- ③内部通報制度運用規程にもとづき、法令違反、不正行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報制度の運用を行う。
- ④業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程にもとづき、リスク管理担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の構築および運用を図る。
- ②内部監査室が各部門のリスク管理体制を検証し、問題点の指摘・改善の指導等を行う。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程にもとづき、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る情報を適切に保管および管理する体制を図る。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①毎月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、重要事項の決定ならびに業務執行状況の監督等を行う。
  - ②職務分掌規程および職務権限規程にもとづき、業務の組織的かつ効率的な運営を確保する体制を図る。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①当社とグループ会社を含めた企業集団全体の行動指針を定めることとし、統一の理念を保つ。
  - ②当社とグループ会社共通の内部通報制度を整備し、運用する。
  - ③当社内部監査部門の内部監査室は、グループ会社の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役会は、監査役の職務を補助すべき使用人を置くことができるものとする。その使用人の人事考課については監査役が行うこととし、これらの者の異動、懲戒については監査役会の同意を得るものとする。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
- ①取締役および使用人は、監査役に対して、法令等に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとする。
  - ②監査役は、監査役監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「コンプライアンス委員会」「リスク管理委員会」その他重要な会議または委員会に可能な限り出席することとする。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、また、内部監査の実施状況について適宜報告を受けるものとする。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 1 月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部       |           |
|-------------|-----------|---------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 2,795,896 | 流 動 負 債       | 902,292   |
| 現金及び預金      | 1,876,813 | 未 払 金         | 297,771   |
| 売 掛 金       | 296,799   | 未 払 法 人 税 等   | 91,469    |
| 仕 掛 品       | 517,319   | 前 受 金         | 120,161   |
| 前 払 費 用     | 27,337    | 預 り 金         | 294,167   |
| 繰延税金資産      | 49,321    | 賞 与 引 当 金     | 76,452    |
| そ の 他       | 28,305    | そ の 他         | 22,270    |
| 固 定 資 産     | 960,223   | 固 定 負 債       | 117,913   |
| 有 形 固 定 資 産 | 88,807    | 退 職 給 付 引 当 金 | 55,463    |
| 建 物         | 29,002    | 長 期 未 払 金     | 62,200    |
| 車 両 運 搬 具   | 0         | そ の 他         | 250       |
| 工 具 器 具 備 品 | 57,289    | 負 債 合 計       | 1,020,205 |
| 土 地         | 2,514     | 純 資 産 の 部     |           |
| 無 形 固 定 資 産 | 20,343    | 株 主 資 本       | 2,722,574 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 19,101    | 資 本 金         | 412,902   |
| 電 話 加 入 権   | 1,242     | 資 本 剰 余 金     | 432,218   |
| 投資その他の資産    | 851,072   | 資 本 準 備 金     | 423,708   |
| 投資有価証券      | 339,606   | その他資本剰余金      | 8,510     |
| 関係会社株式      | 37,019    | 利 益 剰 余 金     | 2,615,757 |
| 長期前払費用      | 119,398   | 利 益 準 備 金     | 1,350     |
| 差入保証金       | 141,798   | その他利益剰余金      | 2,614,407 |
| 繰延税金資産      | 212,171   | 繰越利益剰余金       | 2,614,407 |
| そ の 他       | 1,079     | 自 己 株 式       | △738,303  |
| 資 産 合 計     | 3,756,120 | 評価・換算差額等      | 13,339    |
|             |           | その他有価証券評価差額金  | 13,339    |
|             |           | 純 資 産 合 計     | 2,735,914 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 3,756,120 |

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 平成26年 2 月 1 日から  
平成27年 1 月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額       |
|-------------------------|-----------|
| 売 上 高                   | 3,623,286 |
| 売 上 原 価                 | 2,644,517 |
| 売 上 総 利 益               | 978,768   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 784,939   |
| 営 業 利 益                 | 193,828   |
| 営 業 外 収 益               |           |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金   | 14,238    |
| 為 替 差 益                 | 8,834     |
| そ の 他                   | 5,928     |
| 営 業 外 費 用               |           |
| 支 払 利 息                 | 2,670     |
| 経 常 利 益                 | 220,159   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | 220,159   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 88,651    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 13,889    |
| 当 期 純 利 益               | 117,618   |

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年2月1日から  
平成27年1月31日まで)

(単位：千円)

|                                        | 株 主 資 本 |           |                |              |           |                                    |              |
|----------------------------------------|---------|-----------|----------------|--------------|-----------|------------------------------------|--------------|
|                                        | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |                                    |              |
|                                        |         | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金<br>繰 越 利 益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高                              | 412,902 | 423,708   | 8,510          | 432,218      | 1,350     | 2,583,300                          | 2,584,650    |
| 事業年度中の変動額                              |         |           |                |              |           |                                    |              |
| 剰 余 金 の 配 当                            |         |           |                |              |           | △86,511                            | △86,511      |
| 当 期 純 利 益                              |         |           |                |              |           | 117,618                            | 117,618      |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の事業年度中の変動額<br>(純 額) |         |           |                |              |           |                                    |              |
| 事業年度中の変動額合計                            | -       | -         | -              | -            | -         | 31,107                             | 31,107       |
| 当 期 末 残 高                              | 412,902 | 423,708   | 8,510          | 432,218      | 1,350     | 2,614,407                          | 2,615,757    |

|                                        | 株 主 資 本  |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------------------|----------|----------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                                        | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高                              | △738,303 | 2,691,466      | 7,386                      | 7,386                  | 2,698,853 |
| 事業年度中の変動額                              |          |                |                            |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                            |          | △86,511        |                            |                        | △86,511   |
| 当 期 純 利 益                              |          | 117,618        |                            |                        | 117,618   |
| 株 主 資 本 以 外 の<br>項目の事業年度中の変動額<br>(純 額) |          |                | 5,953                      | 5,953                  | 5,953     |
| 事業年度中の変動額合計                            | -        | 31,107         | 5,953                      | 5,953                  | 37,060    |
| 当 期 末 残 高                              | △738,303 | 2,722,574      | 13,339                     | 13,339                 | 2,735,914 |

(注) 千円単位の記載金額は、千円未満切り捨てにより表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券
- ② 子会社株式
- ③ その他有価証券
  - ・時価のあるもの

償却原価法(定額法)  
移動平均法による原価法

当事業年度の末日の市場価格等にもとづく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
移動平均法による原価法

- ・時価のないもの
- ④ 棚卸資産
  - ・仕掛品
  - ・貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法)  
最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下にもとづく簿価切り下げの方法)

- ⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度の末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物(8～15年)  
車両運搬具(6年)  
工具器具備品(5～20年)

- ② 無形固定資産

定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)にもとづいております。

#### (3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金
- ② 退職給付引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額にもとづき計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額にもとづき、計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

- ・その他の受注契約

検収基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月26日 内閣府令第19号）が公布されたことを契機に、明瞭性を高めることを目的として、計算書類における表示科目の区分掲記の重要性基準を見直し、計算書類の表示方法を変更いたしました。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 488,578千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,857千円

② 短期金銭債務 7,105千円

- (3) 取締役、監査役に対する金銭債務は次のとおりであります。

① 長期金銭債務 62,200千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上原価 495千円

② 販売費及び一般管理費 200,365千円

③ 営業取引以外の取引高 1,200千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末の<br>株式数 (株) |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 普通株式  | 11,096,000          | —                  | —                  | 11,096,000         |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>の株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末の<br>株式数 (株) |
|-------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 普通株式  | 2,444,871           | —                  | —                  | 2,444,871          |

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

平成26年4月25日開催の第22期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 86,511千円
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成26年1月31日
- ・効力発生日 平成26年4月28日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成27年4月28日開催の第23期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 86,511千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成27年1月31日
- ・効力発生日 平成27年4月30日

### (4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の主な発生原因別の内訳

繰延税金資産の発生原因は、主に研究開発費および賞与引当金であります。

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公付され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.8%から35.4%になります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、流動性の高い預金等の金融資産で運用しております。  
また、資金調達については、主に銀行借入により調達しております。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスク

外貨建預金については、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出取引によって生じる外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式や満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

長期未払金は、主に役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時に支給する予定であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するなどにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年1月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価（千円）      | 差額（千円）  |
|------------|------------------|-------------|---------|
| (1) 現金及び預金 | 1, 876, 813      | 1, 876, 813 | —       |
| (2) 売掛金    | 296, 799         | 296, 799    | —       |
| (3) 投資有価証券 | 339, 606         | 382, 685    | 43, 078 |
| 資産計        | 2, 513, 218      | 2, 556, 297 | 43, 078 |
| (1) 未払金    | 297, 771         | 297, 771    | —       |
| (2) 未払法人税等 | 91, 469          | 91, 469     | —       |
| (3) 預り金    | 294, 167         | 294, 167    | —       |
| 負債計        | 683, 409         | 683, 409    | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 未払法人税等、(3) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表計上額（千円） |
|--------|--------------|
| 関係会社株式 | 37, 019      |
| 長期未払金  | 62, 200      |

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期未払金については、役員退職慰労金の打切り支給に係る債務であり、当該役員の退職時期が特定されておらず時価の算定が困難なため、記載しておりません。

3. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

|           | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金    | 1,876,813    | —                   | —                    | —            |
| 売掛金       | 296,799      | —                   | —                    | —            |
| 投資有価証券    |              |                     |                      |              |
| 満期保有目的の債券 |              |                     |                      |              |
| その他       | —            | —                   | —                    | 200,000      |
| 合計        | 2,173,612    | —                   | —                    | 200,000      |

8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 316.25円 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13.60円  |

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 3月11日

株式会社 ユークス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 秦 一二三 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 和田 稔郎 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社  
ユークスの平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第23期事業年  
度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計  
算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会  
計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示す  
ることにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計  
算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要  
と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の  
立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにあ  
る。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の  
基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及  
びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保  
証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施すること  
を求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書にもとづき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議にもとづき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法にもとづき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年3月12日

株式会社ユークス 監査役会

常勤監査役 前 川 健 ⑩

社外監査役 上 田 耕 治 ⑩

社外監査役 稲 津 喜久代 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

第23期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円とさせていただきたいと存じます。

この場合の配当総額は、86,511,290円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年4月30日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（4名）は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                    | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                |                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | たに ぐち ゆきのり<br>谷 口 行 規<br>(昭和43年9月27日生) | 平成5年2月<br>平成8年6月<br>平成11年11月                       | ユークス有限会社設立 代表取締役<br>組織変更し、株式会社ユークス設立<br>代表取締役社長（現任）<br>㈱ファイン代表取締役会長（現任） | 1,447,600株        |
| 2          | しな じ やす たか<br>品 治 康 隆<br>(昭和41年1月31日生) | 平成8年12月<br>平成9年2月<br>平成11年4月                       | 当社入社 管理部長（現任）<br>当社取締役<br>当社常務取締役（現任）                                   | 254,300株          |
| 3          | はし き たか し<br>橋 木 孝 志<br>(昭和41年11月17日生) | 平成9年1月<br>平成9年2月<br>平成11年11月<br>平成24年4月            | 当社入社<br>当社取締役<br>㈱ファイン代表取締役社長（現任）<br>当社取締役 システム担当（現任）                   | 163,400株          |
| 4          | いち むら かず お<br>市 村 和 雄<br>(昭和31年2月10日生) | 平成2年3月<br>平成19年4月<br>平成21年4月<br>平成21年7月<br>平成22年4月 | 公認会計士登録<br>兵庫県立大学大学院会計研究科教授<br>当社監査役<br>ネクサス監査法人代表社員（現任）<br>当社取締役（現任）   | 2,800株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市村和雄氏は、社外取締役候補者であります。
3. 市村和雄氏は、平成22年4月から5年間当社社外取締役を務めており、その職責を適切に果たしております。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、財務および会計に関する豊富な知識と見識を有しており、社外取締役候補者として適任であると判断したことから、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、市村和雄氏との間で、社外取締役として会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は市村和雄氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 上田耕治氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)              | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                         | 所有する当社<br>株 式 の 数 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| う え だ こう じ<br>上 田 耕 治<br>(昭和37年3月8日生) | 平成8年4月 公認会計士登録<br>平成18年7月 ネクサス監査法人代表社員（現任）<br>平成19年4月 当社監査役（現任）<br>平成22年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略<br>研究科教授（現任） | 1,300株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上田耕治氏は、社外監査役候補者であります。
3. 上田耕治氏は、平成19年4月から8年間当社社外監査役を務めており、その職責を適切に果たしております。また、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与したことはありませんが、大学院教授および公認会計士として企業会計に精通し、財務および会計に関する豊富な知識と見識を有しており、社外監査役候補者として適任であると判断したことから、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、上田耕治氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は上田耕治氏を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 取締役および監査役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および内容決定の件

現在の取締役および監査役の報酬額は、平成8年7月1日開催の第4期定時株主総会において、取締役については年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）、監査役については年額5,000万円以内とご承認いただいておりますが、当該取締役および監査役の報酬額とは別枠で、当社の取締役および監査役に対する報酬として、取締役については年額7,200万円（うち社外取締役については年額2,400万円）、監査役については年額3,600万円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。

当社の取締役は現在4名（社外取締役1名を含む）、監査役は3名であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合も、取締役は4名（社外取締役1名を含む）、監査役は3名となります。

#### 1. 新株予約権を当社取締役および監査役の報酬として付与することを相当とする理由

取締役については株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、株価上昇および業績向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、また監査役については企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、取締役および監査役に対してストック・オプションとしての新株予約権を付与するものといいたしたいと存じます。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 発行する新株予約権の総数

各事業年度において、取締役については7,200個（うち社外取締役については2,400個）、監査役については3,600個を新株予約権の数の上限とする。

##### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は、当社普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数は、取締役については720,000株（うち社外取締役については240,000株）、監査役については360,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とする。

また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権の公正価額

行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルにより算出した、公正な評価価額にもとづくものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議日の翌日から2年を経過した日より10年間とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役および監査役その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

(9) その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines.

## 株主総会会場ご案内

会 場 堺市堺区戎島町4丁45番地の1

ホテル・アゴーラ リージェンシー堺 3階 利休の間

電話 072-224-1121

交 通 最寄駅 南海本線 堺駅

(堺駅西口からはホテル・アゴーラ リージェンシー堺2階への  
連絡通路があります。)

- ・新幹線 (新大阪駅) ……地下鉄御堂筋線 (なんば駅) ……  
南海本線 (堺駅)

所要時間約45分

- ・関西国際空港……南海本線 (堺駅)

所要時間約30分

※株主様用の駐車場をご用意しておりませんので、上記の公共交通機関  
をご利用くださいますようお願い申し上げます。

